

子育て応援住宅支援補助金 提出書類(申請時)

必要書類	取得窓口と手数料	備考
<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書(第1号様式) 補助金算定書(第2号様式) 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎8階 住宅政策課 佐世保市ホームページ「子育て応援住宅支援事業補助金のご案内」からダウンロード 	<p>【誓約事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年以上居住 町内会に加入 申請者の印鑑は、完了時まで<u>同じものを使用してください。</u>
<ul style="list-style-type: none"> 新たな住宅に居住しようとする世帯全員の住民票 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎1階 戸籍住民窓口課 (1通 300円) 	<ul style="list-style-type: none"> 原本が必要
<p>出産予定である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の写し 		<ul style="list-style-type: none"> コピー可
<ul style="list-style-type: none"> 新たな住宅に居住しようとする世帯全員の市区町村税を滞納していないことが確認できる書類 <u>未成年者も必要です。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎2階 市民税課 「滞納のない証明書」(1通 300円) 	<ul style="list-style-type: none"> 原本が必要 市外居住者の場合は、課税を行った市区町村発行の書類
<ul style="list-style-type: none"> 建物の登記事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 法務局 「登記事項証明書」(1通 600円) 	<ul style="list-style-type: none"> 原本が必要
<ul style="list-style-type: none"> 中古住宅の取得にかかる経費が分かる書類 (見積書・広告など) ✓ 建物の価格がわかるもの(土地の費用が含まれる場合は、別途ご準備ください。) ✓ 税込・税抜きの区別 ✓ 建物の所在等の情報(物件を特定できるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅購入予定の事業者へ依頼 	
<ul style="list-style-type: none"> 対象となる住宅の全景写真 		<ul style="list-style-type: none"> 印刷されたもの

【注意事項】 申請後は書類審査を行い、審査に問題がなければ補助金の交付決定を行います。
 売買契約は、必ず交付決定の後に行ってください。事前に契約がなされていた場合、**補助金の対象にはなりません。**

子育て応援住宅支援補助金 提出書類(完了時)

必要書類	取得窓口と手数料	備考
<ul style="list-style-type: none"> 完了実績報告書(第9号様式) 町内会加入証明書(第10号様式) 又は 加入が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎8階 住宅政策課 佐世保市ホームページ「子育て応援住宅支援事業補助金のご案内」からダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> 交付時に使用した印鑑と<u>同じものを使用してください。</u> 第10号様式は、町内会等に依頼する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 新たな住宅に居住した世帯全員の住民票 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎1階 戸籍住民窓口課 (1通 300円) 	<ul style="list-style-type: none"> 原本が必要
<ul style="list-style-type: none"> 売買契約書の写し ✓ 契約日が確認できるもの ✓ 引き渡し日が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅購入予定の事業者へ依頼 	<ul style="list-style-type: none"> コピー可
<ul style="list-style-type: none"> 領収書等 ✓ いつ(年月日) ✓ 誰が(法人名または氏名 + 印鑑) ✓ 誰に(氏名) ✓ いくら(金額) ✓ 建物代金の確認可能 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅購入予定の事業者へ依頼 	<ul style="list-style-type: none"> コピー可

【注意事項】

対象経費(建物価格)が変わった場合は、**変更手続きが必要です**ので必ずご連絡ください。

上記変更手続きが行われない場合、完了報告が提出できません。

補助の対象は、申請の**翌年1月31日までに完了報告ができるもの**となっています。十分注意して下さい。